



# プレスリリース

令和8年2月18日  
東予地方局今治支局  
不法投棄防止対策推進協議会  
(今治保健所環境保全課)

東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会の開催について

標記協議会を次のとおり開催（全部公開）します。

1 開催日時

令和8年3月9日(月) 13時30分から 14時30分

2 開催場所

今治支局4階大会議室

(今治市旭町一丁目4番地9 電話 0898-23-2500)

3 議題

ア 今治保健所における産業廃棄物の不法投棄防止の取組みについて

イ 各市町における不法投棄防止の取組みについて

ウ 関係機関相互の活動について

エ その他

4 傍聴

(1) 傍聴の定員 5人

(2) 傍聴の申込方法等

① 傍聴を希望される方は、令和8年3月4日(水)12時までに、電話、FAX又はE-mailにより、傍聴を希望する会議の名称（東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会）、氏名、住所及び連絡先の電話、FAXの番号又はE-mailのアドレスを協議会事務局（今治保健所環境保全課廃棄物指導係）へ連絡してください。（1回の申込につき1名のみ可）

② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③ 傍聴することができる方には、3月5日(木)12時までに、協議会事務局から電話、FAX又はE-mailによりその旨を連絡します。

(3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

[問合せ先及び傍聴申込み先（協議会事務局）]

今治保健所（東予地方局健康福祉環境部今治支局）

環境保全課廃棄物指導係（担当：河内）

[〒794-8502 愛媛県今治市旭町一丁目4番地9]

電話 0898-23-2500 内線379

FAX 0898-23-2531

E-mail ima-kankyo@pref.ehime.lg.jp

## **傍聴要領**

東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会

[平成3年5月16日制定]

### **1 会議での受付及び手続**

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年3月9日（月）13時20分までに会場（今治支局4階大会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入のうえ、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は、令和8年3月9日（月）13時15分からです。）

### **2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項**

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられることがあります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

### **3 会議の秩序の維持**

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## **東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱**

### (設 置)

第1条 廃棄物の不法投棄を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)を設置する。

### (任 務)

第2条 推進協議会は、毎年1回以上会議を開催し、当該会議で検討した次の事項にかかる対策を推進し、関係機関相互の活動の調整を行うものとする。

- (1) 不法投棄防止のための監視
- (2) 不法投棄防止に関する意識の啓発
- (3) 不法投棄物の処理
- (4) その他、不法投棄防止のための具体策の推進

### (組 織)

第3条 推進協議会は、委員20名以内を持って組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから地方局長が選任又は依頼する。

- (1) 排出事業者を代表する者
- (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者
- (3) 各所轄警察署の代表者
- (4) 各所轄海上保安部（署）の担当者
- (5) 東予地方局今治支局管内各市町の代表者
- (6) 県職員

3 委員の任期は、第7条の規定により推進協議会が解散する日までとする。

### (会 議)

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

### (会 長)

第5条 推進協議会に会長を置き、今治保健所長があたる。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席依頼し、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第6条 推進協議会に、第2条の対策の効率的な実施方法を検討するため、必要に応じて幹事会を置くものとする。

2 幹事は、委員の中から会長が指名するものとする。

### (解 散)

第7条 推進協議会は、その任務を達成したときに解散する。

### (庶 務)

第8条 推進協議会の庶務は、東予地方局健康福祉環境部今治支局環境保全課において処理する。

### (雜 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成3年5月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。